

令和7年6月16日

中国地方整備局長

歩行者利便増進道路の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定により下記のとおり公示する。

記

1. 歩行者利便増進道路の指定日
令和7年6月16日
2. 道路の種類及び路線名
一般国道190号
3. 歩行者利便増進道路として指定する区間（別紙参照）
宇部市常盤町二丁目七番二から同市新町六番まで
4. 図面縦覧場所
山口河川国道事務所

国道190号路線図

中国地方整備局

2005.3

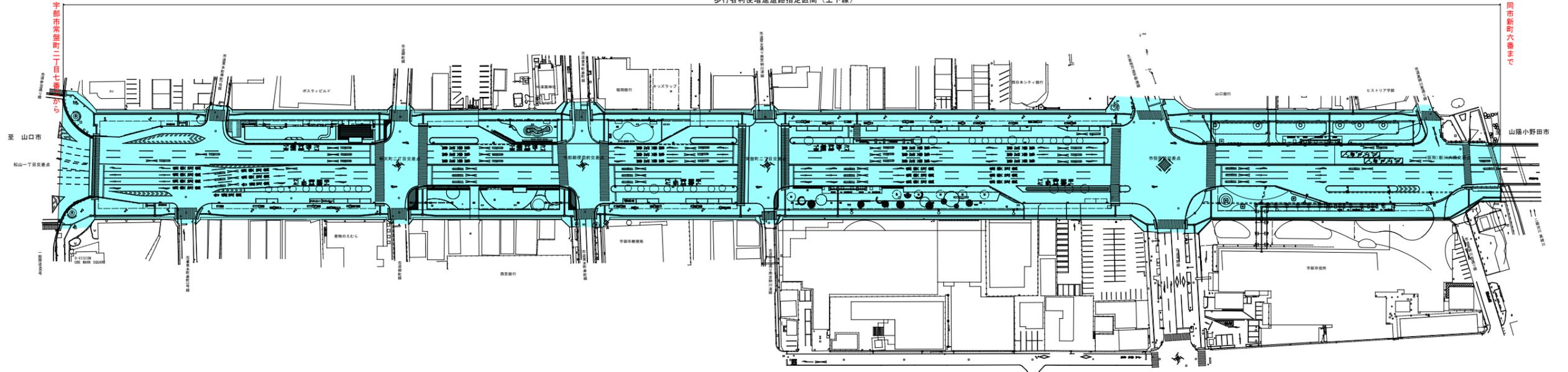


計画平面図

S=1/500

S=1/500

歩行者利便増進道路指定区間（上下線）



国道10号宇部市常盤町至山陽小野田市間歩行者利便増進事業	
工事名	歩行者専用道
実施年度	令和7年1月
縮尺	1/500 図面番号 /
会社名	中国地方整備局 山口河川建設事務所